12 国土交通省

	章理 ード	具体的事業を実現するために必要 な措置 (事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概算要求への反映状況	予算等の措置の名称 (項)(目)(目細)	概算要求額 (単位:千円)	政府予算 案への反 映の分類	政府予算案への反映状況	予算の名称 (項)(目)(目細)	予算額 (単位:千円)	提案事項管 理番号 具体的事業を実現するために必要 な措置 (事項名)	e 措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体 名 制度の所能 関係官庁	
12	10010 JI	1路特定財源で道路管理者が河 の維持・管理・改修を行えるよう する。	河川法第20条及び 第60条 道路特定財源制度	工事を表施する有が見担することと なっている。	二事 該 「「TENTER」 「TENTER」 「TENTER TENTER 「TENTER」 「TENTER TENTER	道路特定財源については、受益者である自動車利用 者が道路整備の費用も負担しているものであり、道 路整備と直接関係ない河川改修工事等は、本財源 の対象とはならないため。	-	-					道路特定財源で道路管理者が河 1011011 川の維持・管理・改修を行えるよう にする。	道路特定財源で道路管理者が河川の 維持・管理・改修を行えるようにする。	大規模自然災害発生時において、道路の通行を確保し、安全に避難、我助ができるように、道路特定財源を直路の起水対策として河川の連持・管理・改修におりに、河川管理者だけでな、道路管理者も対けの維持・管理・改修を行えるようにする。	備計画が策定されていないため、河川の維持・ 理を行うことができないことにその一因がある。 こで大規模自然災害発生時に歩行者及び車両	害 特管 体整 ぞ 愛媛県 iの こよ	周桑・いの ちの樹	指
12	10020 B7	5災ダムの建設	砂防法	砂防ダムとは、砂防法第1条の砂防法第1条の砂防法第1条の砂防法第1条の砂防法第1条の砂防法第1条の砂度を設定を表します。 大砂の生産を抑制し、流速土地の合理的な脚準を行うとにより、水海等の主要な原因を形成している下するために施工する設備である。また、砂防風倫の設備の設置の必要がある場合又は治水上砂防のため一定が高分の禁止者には制限するとをには、国土交通大臣は、都にない、砂防指定地として指定することができる。	台.沙(二上 . 行;府)	砂防ゲムとは、砂防法第1条の砂防設備であり、同 法の定義において「治水上砂防、冷酸設スルモノ」と されており、土砂の生産を抑制し、流送土砂の合理 のな処理を行うことにより、水等等の主要。原因を形 成している土砂の流出による河床の上昇等を防止す たかしに施工する設備であり、「ダム式処分場、を水 処理施設を併設した砂防ダムとして建設することはで きなり。							1011020 防災ダムの建設	中にある「ダム式処分場」を水処理施設	巨大地震発生時に、中山川の上流に設置されている 民間の産業廃棄物最終処分場からのゴミの流出を 2.ふせてために、ダム式処分場を「防災ダム(水処理施 のは本記が多く)」とは、フェースである。関係・機能を	に中山川ダム建設計画休止の原因の一つとな たこの中山川の上流にある最終処分場は、日2	処模 分 法現っ 有適にな 流瀬 愛媛 媛	周桑・レ1の ちの樹	省
12	0030 ~	宗定道路建設促進公債の新設 「蜀」と「民間」と「自治体」との 働による工夫 -	財政法第4条	公共事業間係機については、財政法 第4条の規定により、毎年度、国会の 議決を経た金額の範囲内で建設公便 を発行して賄っているところ。	D 責	・歳出歳入一体改革を進める中で、新たな借金による事業費の増加は不適切であること 具体の箇所について、前倒し供用が可能ということ であれば、毎年度の予算の重点化により対応すべき ことから採り得ない。	-	-					特定道路建設促進公債の新設 1100010 ~ 「国」と「民間」と「自治体」との 協働による工夫 ~	される中で、「財政支出は不変」「道路 整備は促進」ということを念頭に、国の 道路計画を基本として、引き続き必要な	事業計画が既に明確に立てられている道路整備計 画に関して、財政支出を当初計画だおりとして、なお かつ早期採用、早期完成をめざすため、整備計画の 後半年度の支出分を担保として、特定公債として民 関から資金調達して集中的に整備を行う。たれにより 专支出計画にある後半年度の財政支出分を特定公債 の償還直で不る、利息については、例えば建設によ り利益を受ける自治体が支払う。	国の別以外がから追路付足別がの一部一般を 化が検討されているが、まだまだ地方の道路 ニーズは非常に高い。本市は平成16年4月1	理(保画こし計構) 京都 部 京都 おまり 京都 おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おお	京丹後市 財務省 国土交通	
12	10040 元	1域再生基盤強化交付金手続き 効率化	要綱 第9、第10万 び第11 汚水処理施設整備		Σ τ D 3	地域再生基盤強化交付金は平成17年度に創設したもので、第1回目の計画の認定時期が6月であったとから、年度当初から交付申請を行っている各種補助事業会欠付申請を行っなが、平成18年度より、年度より、年度と当のにおける地域再生基盤強化交付金を4補助事業の交付申請を行るようしたところある。(地域再生基盤強化交付金の交付申請を明まる。) 地域再生基盤強化交付金の交付申請の構式は、10期所が認定する地域再生計画に事業の概要等が記載者にもことと整まえ、関係機関の調整の下交付金寿に統一した模式を設け、交付申請時における事務処理の構築化効率化に配慮しているところであるが、今後、交付申請の様式等について更なる簡素化が図れないが関係機関と調整を行う。	目) 地域再生基盤強化交付	内閣府に一括計。	上 様式等	成19年度中を目途に、引き続き、交付申請の 等について更なる職業化が図れないか関係機 関整を行う。	(項)地域再生推進費 (目)地域再生基盤強化交付金	内閣府に一括計上	地域再生基盤強化交付金手続き の効率化	地域再生基盤強化交付金の対象事業 の一部について、他の創度を利用した 場合と同事まで、国の負担を引き上げ 同交付金制度の充実を図る。	現在、並行して行われている「地域性再基盤強化交付金事業」と「各補助金事業」の手続き上での連係を高めるため、次のとおり取扱を改める。 交付申請等のスケジュールを、同一時期に設定する。 交付金は、で付金は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	「地域再生基盤強化交付金事業」と「各補助事業」と「日本 事業」については、互いの事業を考慮し計画を 定しているのが実情であるが、両制度の交付 等のスケジュールが異なるため、セカがワント トップ窓口が導入されていても、同時に交付申 ができないのが実情である。 両制度の交付申請時期を同時期に設定する により、事務処理の効率化を図ることができる により、事務処理の効率化を図ることができる により、事務処理の効率化を関係こまがも申載 式を、可能な限り統一することにより、事務処理 効率化が図られる。	策 語 ス 請 。 鹿児島県 島 県	農林水產 國土交通 環境省 內閣府	通省 省
12'	10050 jii	1域再生基盤強化交付金の一部 庫負担率の引き上げ	地域再生基盤強化 交付金下係名基本 大網 第2 道整備之付金交付 要網 第2 为付金交付要網 第2 港整備交付金交付要網 第2 港整備交付金交付要網 第2	推進するため、地域の裁量性が高い	X :	地域再生基盤強化交付金の交付率については、交付金の主旨や各事業の特性、既存補助金とのパランス等を総合的に勘案して決定している。また、地域再生基盤総化交付金で対象をなる施設についての際(存の補助制度をそのまま存置し、既存の補助制度を(存り補助制度をそのまま存置し、既存の補助制度を(総議任金基金を申請するが地域の自主性を発揮できる地域年金基金を開発を介護している。現立の支付率で地域の再生の支援となることはないと考えている。	目)地域再生基盤強化交付	内閣府に一括計。	Ŀ				地域再生基盤強化交付金の一部 国庫負担率の引き上げ	地域再生基盤強化交付金の対象事業 の一部について、他の制度を利用した 場合と同事主で、国の負担を引き上げ 同交付金制度の充実を図る。	「相切中」及」	地域再生基盤強化交付金の対象事業の一部 いて、他の制度を利用した場合に比べ、国の身 率が低く設定されていることが、同交付金の利 を躊躇する1つの原因となっている。 該当事業に対し、他の制度同様に国の負担 引き上げることで、制度の充実化を図り、地域 生の取組を推進する。 平成18年度に実施された制度の拡充措 して、港整備事業については、「離局為上げ」の 用が認められている。	担用 用 率を 再 鹿児島県	應児島県 国工交通省 現開府	通省 省

12 国土交通省

管理コート		該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概算要求への反映状況	予算等の措置の名称 (項)(目)(目細)	概算要求額 (単位:千円)	政府予算 案への反 映の分類	政府予算案への反映状況	予算の名称 (項)(目)(目細)	予算額 (単位:千円)	提案事項管 理番号	具体的事業を実現するために必要 な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
121000	0 現代ニーズの発信地「参加型子育 て支援システム、導入計画	都市再生特別措置 法 (まちづくり交付金)	市町村が作成した交付期間が概ね3 -5年の都市再生整備計画に基づき 実施される事業の費用に予治するために国費「事業費の概ね4割)を交付 する制度である。 地域の創意工夫を反映した総合的な まちづ(の創意工夫を反映した総合的な まちづ(の計画、都市再生整備計 画)に基づき、国からなづます。 (基幹事業)だけでなく、地区内にお目 的とした検討や住民活動そのそのたっ で住民活動を受援する体制の下で行われる まちづ(と動を促進するような市町 まちづ(と動を促進するような市町 村の理象に基づ(事業等)担象事業) も、基幹事業に対する一定の割合を 対象に支援を行っている。	ご 提 提 提 提 表 た 、 動 代 て ま た 、 動 代 て ま た 、 も し て き た て き と し て さ と と と と と と と と と と と と と と と と と と	髪し、子育て世代の積極的な社会参画を図るこ	(目)まちづくり交付金 (項)揮発油税等財源都市環 境整備事業費	298,000,000			(項)都市環境整備事業費 (目)まちづ(り交付金 (項)標等油板等別源都市環 境等(目)まちづ(り交付金	243,000,000	1163010	現代ニーズの発信地「参加型子育 打 で支援システム」導入計画	子育て世代の雇用促進、開拓および 若年者のトライアル雇用の促進のパッケージ化。 子手で支援情報を共有し、円滑なご環	【参加型子育で支援システム】を提案する。情報発信 /収集の場として、時間・場所を問わずに誰もが参 加、提案できるHP「子育てコミュニティサイト」を立ち 上げる。企業の協力を得てパパの参加を積極的に呼	策を施すためにも、現段階で世代や性別によって 現在っている論点を現代家庭のニーズに合わせて 整理する必要がある。今回提案のシステムでは、 問題を抱えている世代が直接参加することにより、 のシステムを公開することにより、学校や で業を含む地域社会がニースに答える社会的環 境をイメージし易い効果をもたらし、行政が参画す ることにより、一一で下あったり毎の本体人と終い	は、	TwosTep	総務将学衛省 省学衛省 経済主交 経済主交 通 内 閣 官 官 所 名 門 名 門 名 門 名 門 名 門 名 門 名 門 名 門 名 一 名 百 、 百 、 百 、 百 、 百 、 百 、 百 、 百 、 百 、 百